

平成27年度秋田県立中学校入学者選抜適性検査問題等作成方針

秋田県教育委員会

1 基本方針

- (1) 小学校第3学年以後の学習内容に係る適性検査問題については、小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）に基づくものとする。
小学校第2学年以前の学習内容に係る適性検査問題については、旧小学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号、平成15年文部科学省告示第173号・一部改正）に基づくものとし、学習指導要領の改訂に伴う移行措置を踏まえた内容とする。
- (2) 適性検査問題等は、知識・理解、技能及び思考力・判断力・表現力等を把握できるように出題する。
- (3) 適性検査問題等の内容は、適性検査と作文とする。
適性検査は、放送による検査を含む、国語、社会、算数、理科の教科横断的な内容とし、検査時間は45分とする。
作文は、自分の考えや意見等を書くものとし、検査時間は45分とする。

2 適性検査問題等の配慮事項

適性検査と作文において、次の事項についての学力等がみられるように配慮する。

(1) 適性検査

- ア 聞いたり、読んだりしたことから、必要な情報を取り出し、その意味を理解する力
- イ 情報を自分の経験や教科で学んだことに関連付けて捉え、思考・判断できる力
- ウ 目的に応じて、自分の考えや意見を表現する力

(2) 作文

自分の経験や見聞を基に、目的や意図に応じて、文章の構成や表現を工夫して書く力